

み広連介第420号
令和5年8月18日

各指定居宅介護支援事業所管理者 殿

みよし広域連合介護保険センター所長
(公印省略)

居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算について (通知)

日頃は、広域行政に御理解、御協力を頂き厚くお礼申し上げます。

この特定事業所集中減算の内容は、正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所において判定期間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた**訪問介護等の給付管理の対象となる全てのサービス**（以下「訪問介護等」という。）の提供総数のうち、同一の訪問介護等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が**100分の80**を超えている場合には、当該指定居宅介護支援事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて、月200単位を所定単位数から減算するというものです。

ついては、訪問介護等のサービスの紹介率最高法人の名称等について記載した別添の書類（様式1チェック用紙）を作成し、算定の結果紹介率最高法人の占める割合が80%を超えた場合には、**令和5年9月15日**までにみよし広域連合介護保険センターに提出してください。（80%を超えない場合、提出は不要ですが、算定期間が完結してから5年間保存しておいてください。）

また、特定事業所集中減算に係る80%を超える正当な理由の範囲については、別紙により取り扱うこととしますので、該当する事項があれば、具体的に正当な理由を記載するとともに、客観的に証する資料を添付して、**令和5年9月15日**までに提出してください。正当な理由の記載がない場合や記載があっても正当な理由として認められない場合については、特定事業所集中減算が適応されます。

みよし広域連合のホームページに、「特定事業所集中減算」に関する回答様式を掲載しております。 <https://www.miyoshikouiki.jp/docs/2023081600011/>

担当 介護保険センター総務係 松本
電話 0883-76-0030